

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月28日 12時20分ごろ
発生場所	伊万里港 佐賀県伊万里市夢岬 <sup>ゆめみさき</sup> 四等三角点から真方位073°550m付近 (概位 北緯33°21.0′ 東経129°51.0′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>かじわら</sup> 梶原号は、航行中、停船していた水上オートバイLOOK'Sに衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月29日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 梶原号、0.1トン 290-59790佐賀、個人所有 B 水上オートバイ LOOK'S、0.1トン 290-62497福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B、同乗者）
損傷	A 左舷船側部外板に擦過傷等 B 左舷船側部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、航行中、船長Aが、前方を航行していた水上オートバイ（以下「C船」という。）に追いついて接近する状況となったので、C船を避ける目的で、右転してC船の後方を横切った直後、目前にB船を認め、操縦ハンドルを右に切ったものの、B船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、停船して同じグループのC船を待っていたところ、C船が通過した後、C船に後続していたA船が突然右転して衝突した。 船長Aは、C船を避ける目的で右転する前に右方を確認していたが、撥水機能がない外出用のサングラスを着用していたので、航走時の水しぶきがサングラスに付着して視界の妨げとなり、B船に気付かなかったと本事故後に思った。
分析	A船は、航行中、C船を避ける際、船長Aが停船していたB船に気付かず右転したことから、B船に衝突したものと考えられる。 船長Aは、撥水機能がないサングラスを着用し、航走時の水しぶき

	<p>がサングラスに付着して視界が妨げられた状態で航行していた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、停船していたところ、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が航行中、C船を避ける際、船長Aが停船していたB船に気付かず右転したため、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時、適切な周囲の見張りを行うこと。</li><li>・水上オートバイを操縦する際は、撥水機能を持つサングラスやゴーグルを着用することが望ましい。</li></ul>